

平成 27 年第 1 回(5 月)臨時会
総務文教常任委員会提出資料

P. 1 平成 26 年度

山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計決算見込

P. 2 平成 26 年度

山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計収支見込

平成 27 年 5 月 20 日
公 営 競 技 事 務 所

平成26年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計決算見込

1. 平成26年度 歳入・歳出決算

歳入額	7,251,145 千円
歳出額	7,988,172 千円
差引額	▲ 737,027 千円

(繰上充用額 7億4,000万円)

2. 平成26年度単年度収支

歳入額	7,251,145 千円
歳出額	7,447,557 千円
差引額	▲ 196,412 千円

3. 1.2号交付金猶予分(見込額)

平成25年度末猶予残額	539,000 千円
平成26年度交付金猶予分交付額 ア	130,000 千円
平成26年度末残額見込額	409,000 千円

4. リース料(見込額)

平成25年度末残額	920,560 千円
平成26年度返済額 イ	76,713 千円
平成26年度末残額見込額	843,847 千円

5. 累積赤字額

平成25年度末累積赤字額	540,615 千円
平成26年度解消額(上記 ①) ウ	▲ 196,412 千円
平成26年度末累積赤字残額	737,027 千円

(繰上充用額)

6. 3つの累積債務額(上記3. 4. 5より)

平成25年度末3つの累積債務総額	2,000,174 千円
平成26年度3つの累積債務解消額(ア+イ+ウ)	10,301 千円
平成26年度末3つの累積債務残額	1,989,873 千円

7. 施設改善基金

平成25年度末(5月末)残額【財政対応分含む。】	539,184 千円
平成26年度積立額	0 千円
利息積立額【財政対応分0円含む。】	112 千円
平成26年度取崩額	8,450 千円
・当該年度増減額	▲ 8,338 千円
平成26年度末残額	530,846 千円

8. 財政調整基金

平成25年度末(5月末)残額	109,182 千円
平成26年度積立額	10,000 千円
利息積立額	18 千円
平成26年度取崩額	3,264 千円
・当該年度増減額	6,754 千円
平成26年度末残額	115,936 千円

平成26年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計収支見込

●開催に係る収支 【単位 千円】

	項 目	歳 入	歳 出	備 考
①	本場開催発売金	6,915,118		
	入場料収入	3,337		H 2 5 年度から特別入場料のみ
	場外事務協力費	272,142		
	その他収入	42,618		事故金、雑入、貸付収入
②	義務的経費			義務的経費の合計：4,965,595千円
	払戻金		4,822,756	
	交付金		142,839	うち1.2号交付金の合計：108,313千円
	公営競技納付金		0	
③	開催経費			開催経費の合計：1,645,807千円
	賞典費		561,411	
	事務協力費		496,058	
	返還金		9,967	
	その他開催経費		578,371	その他開催経費、職員人件費、一時借入金利子償還金等
④	包括的民間委託料		621,813	※日本写真判定
⑤	合 計	7,233,215	7,233,215	
(A) 歳入 - 歳出			0	※50,000千円が収益保証。

●開催以外に係る収支

	項 目	歳 入	歳 出	備 考
⑥	基金繰入			
	財調基金繰入金	3,264		※地域公益事業等へ充当
	施改基金繰入金	8,450		※耐震診断委託料等へ充当
	社会資本整備総合交付金	6,086		※耐震診断委託料へ充当
	財政調整基金利子	18		
	施設改善基金利子	112		
	歳入欠陥補てん収入	0		
	収益保証	50,000		
⑦	特例交付金支払		130,000	※特例交付金平準化（H 2 9 年度まで）
	リース料		76,713	※リース料平準化（H 3 7 年度まで）
	耐震診断委託		14,537	
	地域公益事業		3,264	
	財政調整基金積立金		10,018	
	施設改善基金積立金		112	
	固有経費		29,698	
⑧	合 計	67,930	264,342	
(B) 歳入 - 歳出			▲ 196,412	

合 計 (A) + (B)	▲ 196,412
小型会計歳入歳出合計	7,251,145 7,447,557

※ 注：収益保証は会計外

債務解消額（特例交付金・リース料の計）	206,713
単年度収支額（赤字解消額）	▲ 196,412
3つの債務解消額	10,301

山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

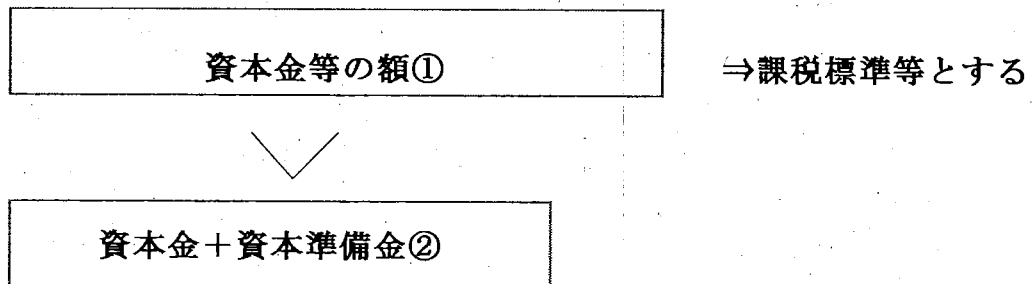
平成 27 年度地方税法の一部改正（平成 27 年法律第 2 号 平成 27 年 3 月 31 日公布）に伴う山陽小野田市税条例等の一部改正について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものです。

専決処分した主な改正点は、次のとおりです。

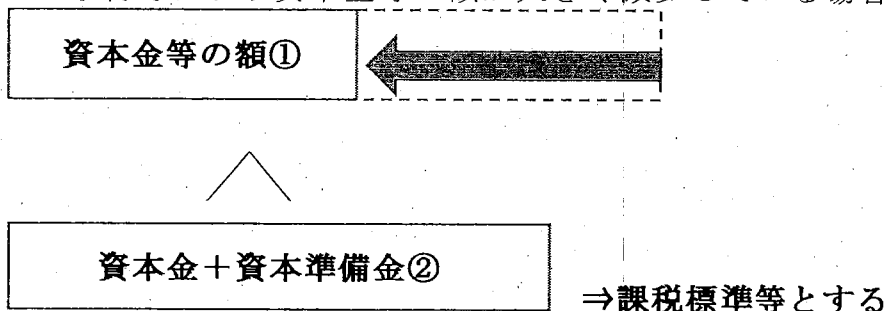
1 法人市民税均等割の適用区分の改正に伴う措置（条例第 31 条）

- （1）地方税法の一部を改正する法律の施行により、法人市民税均等割の税率適用区分である資本金等の額①が資本金の額及び資本準備金の額の合計額②に満たない場合は②の額とするもの。

[原則]



[自己株式の取得等により資本金等の額が大きく減少している場合]



2 軽自動車税の見直し（附則第 16 条、平成 26 年改正附則第 1 条、第 4 条、第 6 条）

- （1）平成 27 年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）を導入。

平成28年度分に適用。

軽乗用車 自家用：10,800円 営業用：6,900円		軽貨物車 自家用：5,000円 営業用：3,800円	
内容	対象車	内容	対象車
税率を概ね75%軽減	電気自動車等	税率を概ね75%軽減	電気自動車等
	自家用 2,700円 営業用 1,800円		自家用 1,300円 営業用 1,000円
税率を概ね50%軽減	H32年度燃費基準+20%達成車	税率を概ね50%軽減	H27年度燃費基準+35%達成車
	自家用 5,400円 営業用 3,500円		自家用 2,500円 営業用 1,900円
税率を概ね25%軽減	H32年度燃費基準達成車	税率を概ね25%軽減	H27年度燃費基準達成車+15%達成車
	自家用 8,100円 営業用 5,200円		自家用 3,800円 営業用 2,900円

- (2) 原動機付自転車、二輪車及び小型特殊自動車に係る税率引上げ時期を平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年延期。

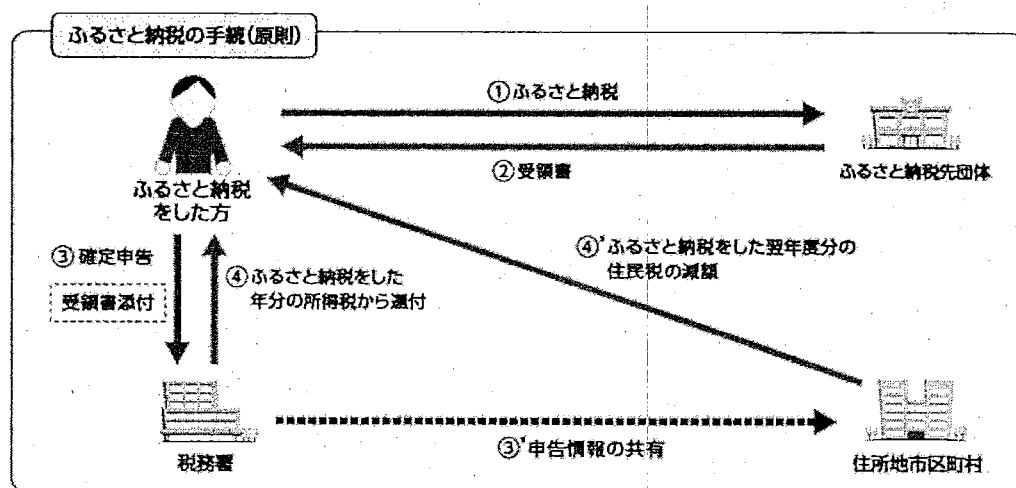
車種区分(排気量)		税 額			
		26年度	27年度		28年度
			改正前	改正後	
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円	1,600円	2,400円
	3輪以上(20cc超、ミニカー)	2,500円	3,700円	2,500円	3,700円
2輪の軽自動車(125cc超250以下)		2,400円	3,600円	2,400円	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円	2,400円	1,600円	2,400円
	その他のもの	4,700円	5,900円	4,700円	5,900円
2輪の小型自動車(250cc超)		4,000円	6,000円	4,000円	6,000円

3 ふるさと納税の拡充（附則第9条、附則第9条の2）

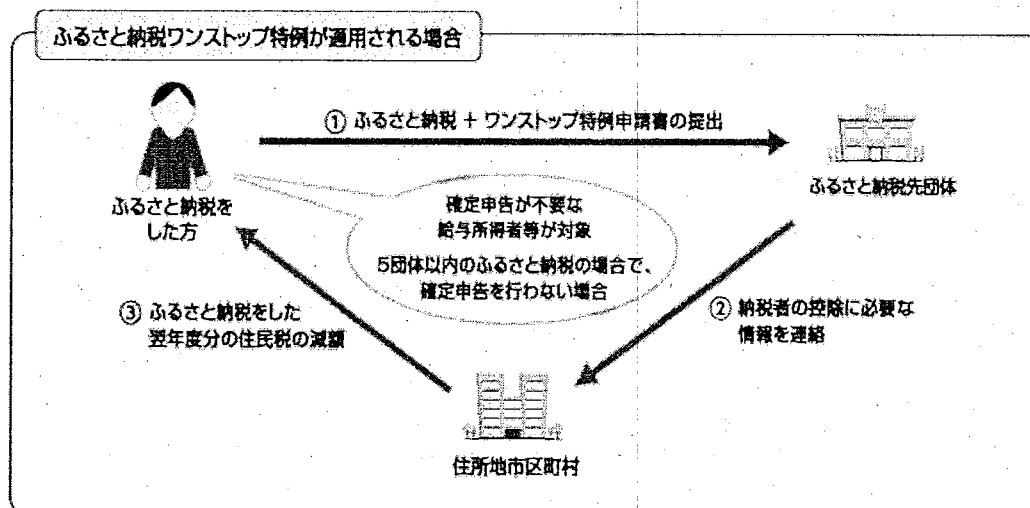
（1）申告手続きの簡素化（「ふるさと納税ワンストップ特例」の創設）

確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、確定申告せずに寄附金控除を受けられる特例を創設。

＊確定申告を行う場合



＊ワンストップ納税が適用される場合



（2）特殊控除額の上限を、個人住民税所得割額の1割から2割に拡充

4 固定資産税等（附則第11条、附則第11条の2、附則第12条、附則第13条）

(1) 固定資産税等の負担調整措置

評価替えにより税負担が急増しないようにするため、平成9年度から講じられている土地に係る負担調整措置を現行の仕組みで3年延長。

(平成27年度から平成29年度)

*このほか、地方税法の一部改正に伴い条文の整備等所要の改正をおこないました。

(参考資料)

法人住民税 均等割の「資本金等の額」基準の見直し

法人税申告書別表五(一)

利益積立金及び資本金等の計算に関する明細書(抜粋)

Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書

区 分		期 首 現 在 資 本 金 等 の 額 ①	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 資 本 金 等 の 額 ①－②＋③ ④
			減	増	
			②	③	
資本金又は出資金	32	60,000,000 円	円	円	60,000,000 円
資本準備金	33	60,000,000			60,000,000
自己株式	34	▲110,000,000			▲110,000,000
	35				
差引合計額	36	10,000,000			10,000,000

[山陽小野田市 法人市民税 均等割]

資本金等の額	従業者数	税率(年額)
50億円を超える法人	50人超	3,000,000円
10億円を超え50億円以下の法人	50人超	1,750,000円
10億円を超える法人	50人以下	410,000円
1億円を超え10億円以下の法人	50人超	400,000円
	50人以下	160,000円
1千万円を超え1億円以下の法人	50人超	150,000円
	50人以下	130,000円
1千万円以下の法人	50人超	120,000円
	50人以下	50,000円

* 取得した自己株式は、取得原価をもって純資産の部の株主資本から控除されます。